

事務連絡
令和2年3月9日
令和2年6月1日更新

横浜市内 介護保険施設・事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の感染経路は飛沫感染・接触感染と言われています。感染拡大を防止するために、適切な予防対策を講じることは大変重要です。これまでの国内での感染例をみると、換気が悪く、人が密に集まって過ごす空間は集団感染のリスクが高くなっています。このため、通所系サービスや施設・居住系サービスでは、集団感染を防ぐ対策が重要です。

また、真にサービスを必要としている利用者へサービス提供が行えるよう、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間の対応として、サービスの必要性を再度検討のうえ、サービス内容の変更を行う等、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応により人員不足となった場合には、法人内の他施設・事業所からの職員応援などもあわせてご検討ください。

参考として、次のとおり、感染予防や人員不足に応じたサービス内容変更の具体例をお示しします。

1 必要なサービスの再検討の例

(1) 通所系サービスの場合

ア サービス内容の変更

(※サービス提供の状況に応じて介護報酬請求ができます。)

・サービス提供時間の短縮等

(※当初の計画どおりの内容をサービス提供できている場合には計画どおりの時間数の報酬区分で算定が可能です。なお、この取扱いは令和2年5月31日までとします。)

・サービス提供日の減・サービス利用回数の減

・サービス内容の縮小、変更

(集団プログラムの縮小・中止(カラオケ等)、弁当の利用 等)

・複数の利用者が共同で使用するものは消毒を徹底してください。

・通所事業所を休業する場合は、従業者が居宅を訪問し配食(弁当を購入し提供)等のサービス提供を実施

(※訪問して提供したサービス時間の区分に応じた報酬請求ができます。個別機能訓練加算については、訪問時に機能訓練を実施した場合に算定可能です。)

・入浴を清拭または部分浴に変更、入浴回数の減

(※清拭等への変更は、入浴介助加算、入浴介助体制加算の算定も可能です。)

イ サービス提供の中止

(※介護報酬請求はできません。)

・他の居宅サービス(訪問介護 等)を利用(※他の居宅サービスは報酬請求可)

(2) 訪問系サービスの場合

ア サービス内容の変更

(※サービス提供の状況に応じて介護報酬請求ができます。)

- ・身体介護を中心とし生活援助は必要不可欠なものにとどめる
- ・サービス提供時間の調整
(食事等で利用の多い時間帯について時間をずらして実施する 等)
- ・サービス提供時間の短縮
(※当初の計画どおりの内容をサービス提供できている場合には計画どおりの時間数の報酬区分で算定が可能です。)
- ・入浴を清拭または部分浴に変更
- ・調理の代わりにヘルパーが弁当を購入し提供
- ・訪問回数を減らす

イ サービス提供の中止

(※介護報酬請求はできません。)

- ・代替の保険外サービスを利用 (調理の代わりに弁当の宅配を利用する 等)

(3) 施設系サービス (短期入所含む)・居住系サービスの場合

- ・集団プログラムの縮小・中止(カラオケ等)
- ・入浴回数を減らす
- ・入浴を清拭または部分浴に変更
- ・弁当の利用
- ・複数の利用者が共同で使用するものの消毒の徹底
- ・家族等の面会の制限
- ・外部業者等の立入の制限

2 手続き等

- (1) 各事業所で、サービス計画の内容を変更してサービス提供する場合は、事前に利用者へ説明し理解を得るようにしてください。なお、今回は非常時であるため、利用者からの文書による同意までは求めませんが、利用料金を含めて、利用者の理解が得られるよう丁寧な説明をお願いします。
- (2) 居宅介護支援事業者との十分な連絡調整を行ってください。
- (3) 本通知にかかる取扱いについては、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な対応であるため、本市への変更届等の提出は必要ありません。
- (4) 人員不足等により事業継続が困難で休業となる場合は、介護事業指導課にメールでご連絡くださるようお願いいたします。(施設・居住系サービスを除く。)

連絡先 kf-jigyoshido@city.yokohama.jp

(件名に【コロナ】と表示してください)

3 感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合の連絡

万が一、職員や利用者等で感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合(※)は、次の連絡先にメールでご連絡くださるようお願いいたします。

連絡先 介護事業指導課所管サービス kf-jigyoshido@city.yokohama.jp

高齢施設課所管サービス kf-shisetsu@city.yokohama.jp

(件名に【コロナ】と表示してください)

※ 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者です。同時に「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

電話番号：045-664-7761

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/yobosesshu/kansensho/ncov-soudan.html>

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL:045-671-3413（居宅サービス）

TEL:045-671-3466（地域密着型サービス）

担当：横浜市健康福祉局高齢施設課

TEL:045-671-3923・4117

（施設系サービス・居住系サービス）